

以下の欄は、山形市介護保険課から送付された「介護保険 高額介護(介護予防)等サービス費給付のお知らせ」をもとにご記入ください。

[illegible]

留意事項

- ・申請が適正に受理された場合、通常1か月程度で支給決定、2か月程度で指定口座に振り込まれます。
- ・今回の申請以降、高額介護サービス費等が支給される場合、申請手続きは不要となります。
- ・保険料の滞納により、保険給付額を減額されている方には、高額介護サービス費等は支給できません。
- ・支給予定額は、請求や世帯の状況の変化により、実際に振り込まれる支給決定額とは異なる場合があります。
- ・公金受取口座をご利用される場合は、マイナポータル等にて口座情報をご登録いただく必要があります。なお、申請受付日時点でご登録のある口座に振り込まれますので、口座の変更や登録抹消を行った場合は、山形市介護保険課にご連絡ください。
- ・委任状は必ず委任する人自身が作成してください。委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をした者は、刑法第159条(私文書偽造等)又は同法第161号(偽造私文書等行使)の規定により罰せられます。

※山形市記入欄	
新規・変更	備考
介護(予防)・総合事業	
未納保険料有 ・ 無	
給付制限()	
指定口座・公金受取口座	